

[事案 23-212] 契約存在確認請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社との間で契約を締結していたと主張して、契約の存在確認および同契約の過払い金等返還すべきものがあるならばその支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 51 年に就職し、しばらくして生存給付金付定期保険契約に加入し、4~5 年の間、給与引去りによって保険料を支払っていたので、同契約の存在を確認し、保険料の過払金等返還金があれば支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人と保険会社の間で契約していたのは養老保険のみであり、申立契約に加入していた記録は無く、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 保険会社が、申立人の主張する生存給付金付定期保険を販売していたことまでは認められるものの、申立人と保険会社との間で当該契約が締結されたことを示す証拠は、当事者のいずれからも提出されておらず、契約の存在を認めることは困難である。

よって、申立契約にもとづき申立人が支払った保険料が過払いであるとか、または申立契約に解約返戻金があるかなどの判断をすることもできない。

(2) なお、申立人と保険会社の間で、養老保険契約が締結されていたこと、この契約にもとづいて保険給付金の支払請求をしたことが認められ、申立人は、同契約の給付金請求書に記載されている住所が当時の住所と異なること、契約申込書が申立人の筆跡でないこと、配当方法の変更をした覚えがないこと、を主張しているが、いずれも申立契約が存在していたかどうかの判断に影響を与えるものではない。